

第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見等の募集結果

番号	項目等	意見等の概要	市の考え方
	(ページ)		
1	第4章第3節 具体的な取り組み (P49)	「(1) 障害のある子どもへの支援の充実」のところか、その他のところで、小児の高次脳機能障害への支援についての施策を記してください。	<p>いただいたご意見を参考にして、具体的施策の展開の方策（事業）の内容を以下のとおり修正しました。</p> <p>(1) 障害のある子どもへの支援の充実 5 障害児相談支援事業 未就学児を中心とし、成長、発達に心配のある子どもの状況に応じて、相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成や見直し等を行います。【児童発達支援センター分室】</p> <p>障害（発達障害、強度行動障害及び高次脳機能障害等を含む）や傷病がある子どもとその家族に対し、サービス提供や関係機関のコーディネート等効果的な支援を行います。【子ども未来課、障害福祉課】</p> <p>6 障害児・者相談機関設置推進事業 令和2年度から地域の相談支援体制の拠点となる「基幹相談支援センター」を設置します。また、利用者の最初の相談窓口となる「相談支援事業所（相談支援センター）」を現行の2か所から5か所に増やします。【障害福祉課】</p>